

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成22年7月15日(2010.7.15)

【公開番号】特開2010-23444(P2010-23444A)

【公開日】平成22年2月4日(2010.2.4)

【年通号数】公開・登録公報2010-005

【出願番号】特願2008-190649(P2008-190649)

【国際特許分類】

B 3 2 B 27/36 (2006.01)

B 3 2 B 27/30 (2006.01)

G 0 2 B 1/10 (2006.01)

【F I】

B 3 2 B 27/36 1 0 2

B 3 2 B 27/30 A

G 0 2 B 1/10 Z

【手続補正書】

【提出日】平成22年6月2日(2010.6.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ポリカーボネート樹脂層の少なくとも一方の面にゴム粒子を含有するアクリル樹脂層が積層されてなる基板の少なくとも一方の面に、硬化被膜が形成されてなることを特徴とする耐擦傷性樹脂板。

【請求項2】

基板が、ポリカーボネート樹脂層の両面にアクリル樹脂層が積層されてなるものである請求項1に記載の耐擦傷性樹脂板。

【請求項3】

ゴム粒子の使用量が、アクリル樹脂層を構成するアクリル樹脂100重量部に対して、3~150重量部である請求項1又は2に記載の耐擦傷性樹脂板。

【請求項4】

ゴム粒子が、多層構造アクリル系重合体である請求項1~3のいずれかに記載の耐擦傷性樹脂板。

【請求項5】

基板の厚みが0.3~3mmであり、アクリル樹脂層の厚みが50~120μmである請求項1~4のいずれかに記載の耐擦傷性樹脂板。

【請求項6】

硬化被膜が、分子中に少なくとも3個の(メタ)アクリルオキシ基を有する化合物を含有する硬化性塗料により形成されたものである請求項1~5のいずれかに記載の耐擦傷性樹脂板。

【請求項7】

請求項1~6のいずれかに記載の耐擦傷性樹脂板からなるディスプレイ用保護板。

【請求項8】

請求項1~6のいずれかに記載の耐擦傷性樹脂板からなる携帯型情報端末の表示窓保護板。

【請求項 9】

ポリカーボネート樹脂層の片面のみにゴム粒子を含有するアクリル樹脂層が積層されてなる耐擦傷性樹脂板用の2層構造の基板。

【請求項 10】

ポリカーボネート樹脂層の両面にゴム粒子を含有するアクリル樹脂層が積層されてなる耐擦傷性樹脂板用の3層構造の基板。

【請求項 11】

ゴム粒子の使用量が、アクリル樹脂層を構成するアクリル樹脂100重量部に対して、3~150重量部である請求項9又は10に記載の基板。

【請求項 12】

基板の厚みが0.3~3mmであり、アクリル樹脂層の厚みが50~120μmである請求項9~11のいずれかに記載の基板。

【請求項 13】

ポリカーボネート樹脂層とアクリル樹脂層が共押出成形で積層一体化されてなる請求項9~12のいずれかに記載の基板。